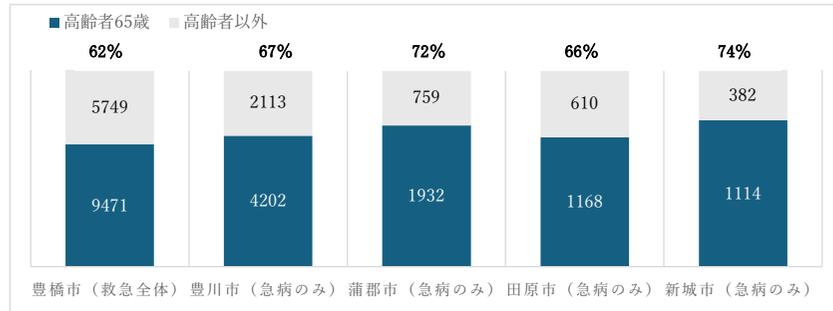


高齢者救急に関する地域参考データ

○東三河の救急搬送において高齢者(65歳以上)が占める割合

(R6 各市消防年報より作成)



○東三河地域で地域包括医療病棟を有する医療機関

(東海北陸厚生局 届出受理医療機関名簿 令和7年8月1日より作成)

病院名	総病床数	地域包括医療病棟	開始時期	備考
成田記念病院	一般 272	R7. 7. 1		
蒲郡市民病院	一般 382	R6. 11. 1		7階西病棟

※県内他地域：東海病院・重工大須病院・協立総合病院・笠寺病院(名古屋市)、千秋病院(一宮市)、旭労災病院(尾張旭市)、杉石病院(武豊町)

地域包括医療病棟入院料の算定要件及び施設基準

▶ 地域において、救急患者等を受け入れる体制を整え、リハビリテーション、栄養管理、入退院支援、在宅復帰等の機能を包括的に担う病棟の評価を新設する。

(新) 地域包括医療病棟入院料(1日につき) 3,050点

【算定要件】

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者について、所定点数を算定する。ただし、90日を超えて入院するものについては、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の地域一般入院料3の例により、算定する。

【施設基準】(抜粋)

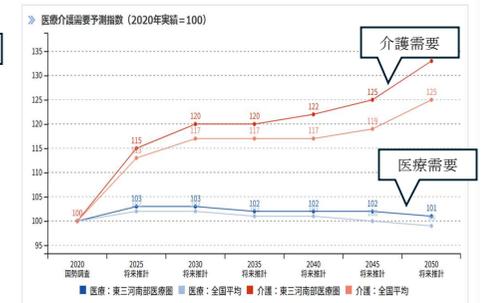
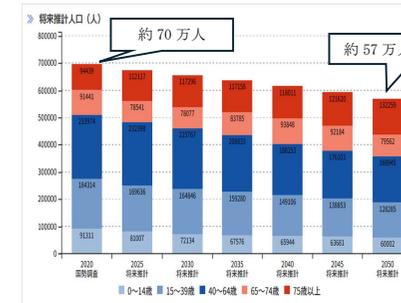
- 看護職員が10:1以上配置されていること。
- 当該病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が2名以上、専任の常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること。
- 入院早期からのリハビリテーションを行うにつき必要な構造設備を有していること。(病室6.4m/1人以上、脚下幅1.8m以上が望ましい)等)
- 当該病棟に入院中の患者に対して、ADL等の維持、向上及び栄養管理等に資する必要な体制を整備されていること。(ADLが入院時と比較して低下した患者の割合が5%未満であること等)
- 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を用いて評価し、重症患者のうち「A3点以上、A2点以上かつB3点以上、又はC1点以上」に該当する割合が15%以上(必要度Ⅰの場合)又は15%以上(必要度Ⅱの場合)であるとともに、入床患者のうち入院初日に「B3点以上」に該当する割合が50%以上であること。
- 当該病棟の入院患者の平均在院日数が21日以内であること。
- 当該病棟において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が8割以上であること。
- 当該病棟において、入院患者に占める、当該保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合が5%未満であること。
- 当該病棟において、入院患者に占める、救急用の自動車等により緊急に搬送された患者又は他の保険医療機関で救急患者運搬搬送料を算定し当該他の保険医療機関から搬送された患者の割合が1割5分以上であること。
- 地域で急性疾患等の患者に包括的な入院医療及び救急医療を行うにつき必要な体制を整備していること。(2次救急医療機関又は救急告示病院であること、常時、必要な検査・CT撮影、MRI撮影を行う体制にあること等)
- データ抽出加算及び入退院支援加算1に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- 特定機能病院以外の病院であること。(13)急性期充実体制加算及び専門病院入院基本料の届出を行っていない保険医療機関であること。
- 脳血管疾患等リハビリテーション料及び運動療育リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。



○将来の人口推計と、医療・介護の需要予測

(日本医師会地域医療情報システム JMAP より)

・東三河南部医療圏



・東三河北部医療圏

